

岐阜県先端科学技術体験センターの指定管理者指定申請に係る審査結果について

令和2年10月23日

岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課

1 施設の概要

名称	岐阜県先端科学技術体験センター
所在地	岐阜県瑞浪市明世町戸狩54
設置目的	青少年の科学への興味を喚起し、知性豊かな創造性に満ちた人材の育成を図るとともに、広く県民に生涯学習の場を提供すること
根拠条例	岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例

2 指定管理者の募集方法

公募

3 指定管理者の募集期間

令和2年7月7日から令和2年8月21日まで

4 申請団体

申請団体の名称	共同体の構成員の名称
トータルメディア・中電興業サイエンスワールド運営グループ	◎(株)トータルメディア開発研究所 中電興業(株)

※「◎」は、共同体の代表団体

5 審査基準

審査項目	配点
施設管理の基本方針	5
類似施設の管理実績	5
利用者サービスの向上	30
施設の維持管理	5
収支計画	20
組織・体制	10
危機管理	10
経営基盤	5
地域連携	10
計	100

6 岐阜県指定管理者制度等運用委員会の開催日

令和2年10月15日

7 審査結果

次のとおり優先交渉権者を決定しました。

<優先交渉権者>

申請団体の名称	主な選定理由
トータルメディア・中電興業サイエンスワールド運営グループ	申請内容が募集要項に定める基準を満たしていると認められるため。

8 指定管理者の指定

県と優先交渉権者との間における細目協議が調った後、県議会の議決を経て、当該優先交渉権者を岐阜県先端科学技術体験センターの指定管理者に指定する予定です。

<指定期間>

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）